

# 岡崎市農業委員会だより

## 第23号

平成30年10月発行



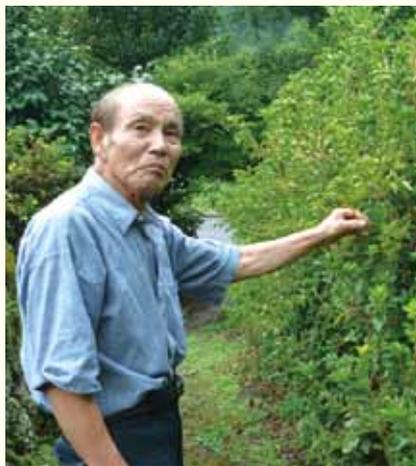
石垣市観光物産展のようす

### 今回の掲載内容

1. 元農業委員 阿部田錬次氏 (毛呂町) が  
岡崎市表彰条例による表彰で産業功績者として表彰されました。
2. 農業始めました!
3. 農業者年金に加入しましょう
4. 農業委員会活動計画の策定について
5. 農用区域変更申出の受付停止について
6. 農地を転用するときは農地法の許可が必要です!!!
7. 全国農業新聞を読んでみませんか

## 元農業委員 阿部田錬次氏(毛呂町)が

### 岡崎市表彰条例による表彰で産業功績者として表彰されました。



平成30年7月1日に行われた市制記念式において阿部田錬次氏(元農業委員)が産業功績者として表彰をされました。阿部田氏は長年農業委員として御尽力をいただき、岡崎の農業発展に貢献をされました。早速喜びの声を聞かせていただくことにしました。

#### 農業委員になられたきっかけは

最初は輪番制で農業委員になったのがきっかけです。農業委員の業務を行っていくうちに自分がやらねばという自覚が出てきました。

#### 農業委員としてこだわっていたことは

農業に対していかに繁栄・維持させていくのかを常に考えていました。特に私の担当する地域は中山間地域でしたので、適地適作という言葉があるように山間部ならではの農業はないかと日々勉強していました。

#### 農業委員のやりがいや魅力は

市内の農業者が努力していることがわかり、自分の励みになりました。さまざまな地域にあった農業を勉強することがとても楽しかったです。地域の方々が意見を出し合って農業について語り合える場でもあったので居心地がよかったのも覚えています。

#### 農業の魅力とは何ですか

作物などが、できる楽しみを覚えることです。自然と向き合い、芽が出て、花が咲き、実をつける。農業者でしか味わえない幸せを感じれることだと思います。



#### 今後の農業については

間違いなく厳しい時代になってくるでしょう。時代の流れや情勢をいかに掴むかが重要だと思います。店先を見つめて消費者の動向を敏感に感じ取り、5年先・10年先を考え、日々勉強をすることを怠ってはならないと思います。

#### 趣味や楽しみは何ですか

趣味は晩酌ぐらいですかね。地域の仲間との絆が強くお酒を飲みながら地元の話しをするのは楽しいですね。あと、旅行が好きですね。自分で運転をして妻と高山植物や山野草を見に行くことが楽しみのひとつです。

#### 次世代の農業者に

毎日が勉強だと思っています。わからないことはどんどん勉強していただきたいです。何事にも勉強し常に考え、努力することで必ず大事なものが発見できると思います。うまくいかないことがたくさんあると思いますが、地域の方々と協力して一生懸命頑張ってください。

#### 編集者から

取材中は笑顔が絶えず阿部田氏のお人柄を感じられる空間でありました。また随所に奥様への感謝を忘れず愛妻家の一面も見ることができました。長年の農業委員としての業務に改めて感謝したいと思います。

## 農業者年金に加入しましょう

農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？農業者年金は安心して加入していただけの制度となっています。

### 加入条件

①60歳未満②国民年金第1号被保険者③農業に年間60日以上従事

※農地を持っていない農業者及び農業者の配偶者・後継者などの家族従事者も加入できます。

### 保険料

月額2万円を基本として、6万7千円まで自由に選択でき、随時変更可能です。

※一定の要件を満たす人には、政策支援として月額2万円の保険料のうち、国庫から最大で50%の保険料助成が受けられます。

### 保証

年金は生涯受給できます。加入者、受給者が80歳前にお亡くなりになった場合でも、80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の死亡時点での価値に相当する額が死亡一時金として遺族のかたに支払われます。

### メリット

確定申告の際、納めた保険料の全額(最高80万4千円) 社会保険料控除の対象となります。

### 問い合わせ先

岡崎市農業委員会事務局総務係

電話(23-6196)

J A あいち三河本店企画指導課

電話(55-2994)

## 農業始めました！

岡崎市では過去5年間で50名以上の方が新たに就農されており、未来の岡崎農業を背負う方々のパワーに期待は膨らむばかりです。今回は29・30年に就農されました2名の方にインタビューをさせていただきました。



(美合町) 山本瑞穂さん

### 農業を始めたきっかけ

もともとは会社員として設計の仕事をしていましたが、子供との時間を大切にしたいために、仕事を辞め、昨年農業大学校で1年間勉強し、イチゴ・イチジク農家となりました。

### こだわっていることは

農薬、除草剤はなるべく使いたくはないですね。総合的防除を利用し減農薬に努めており、除草剤は全く使っていません。ですから雑草の除去には苦勞しています。やってみてこんなに大変だとは知りませんでした。

### やりがいを感じるときは

作物の成長が感じられることがわかり、やりがいを感じます。自分で頑張らなければ結果はできませんし、やったらやっただけ

け効果がわかるのが楽しみです。

### 目指す農業経営は

子供が継ぎたいと思える農業をしたいです。子供は親をしつかり見ていますので楽しく働きたいと思います。子供が食べて美味しいもの、安心なものを作り続けていきたいです。環境保全型農業を実現したいです。

### これから始めようとする農業者の方へ

農業は基本的に1人なので気軽に相談できる相手が必要なんだと思います。楽しく順調に就農ができているのはよい出会いがあったからだと思っています。信頼のおける人との出会いを大切にしていきたいです。



(石原町) 鈴木典世さん

### 農業を始めたきっかけ

10年くらい前からお茶の作り方を習っていました。お茶は作り方ひとつでかなり違ってくるので、自分ならではの茶を作り、販売したかったからです。

### こだわっていることは

無農薬・有機栽培にこだわっています。

手入れに時間がかかりますが、その分いいお茶を皆さんに提供したいですね。私が作ったお茶を飲まれた方の笑顔が見れた時はすごく嬉しいですね。

### 今まで苦労したことは

除草作業が大変ですね。除草剤を使わないので手で抜いています。夏場は暑さと日焼けと戦っています(笑)

### 目指す農業経営は

SNSを利用して私のお茶を全国に広げていきたいですね。またお茶の種から採れる油を利用して美容業界に貢献できればいいなと思っています

### これから始めようとする農業者の方へ

もつと女性の農業者の方が増えてほしいですね。女性の方は子育て、家族の理解と協力がいちばん大事だと思います。肩に力を入れすぎず、趣味の延長と考えて気楽に就農してほしいですね。

### 農業委員会活動計画の策定について

昨今の農業従事者の減少及び高齢化、遊休農地の増加等が進む中、遊休農地解消のための活動や農地の利用調整等は、地域の農業振興を図る上で極めて重要になっていきます。

このため農業委員会は新規就農者の育成・確保、農地の利用集積及び遊休農地の解消等についての目標を定めた上で、その目標を達成するため、毎年度、当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を策定し、積極的な活動を実施しております。

本市においても平成30年度の目標とその達成に向けた活動計画を策定し、岡崎市役所ホームページにて公表しておりますので、ご確認ください。

URL <http://www.city.okazaki.lg.jp/>

## 農用地区域変更申出の受付停止について

市では、農地の有効的な利用を図り、農業振興に必要な施策を重点的に行うため「農業振興地域整備計画」を策定しています。

この計画で農用地区域(通称・青地)に指定された農地は、原則他の用途に利用することができません。ただし、一定の要件をすべて満たす場合に限り、他の用途に利用することが可能で、年4回、農用地区域の変更申出(農振除外)ができます。

平成30年度は、「農業振興地域整備計画」の見直しに伴い、左示のとおり農用地区域の変更申出の受付を停止します。

農用地区域の変更申出を検討されている方はご注意ください。

### 申出受付期間

申出受付締切日	受付
平成30年12月10日(月)	停止
平成31年 3月11日(月)	停止
平成31年 6月10日(月)	可

※申出受付を停止する期間については変更する場合があります。

### ●問い合わせ先

岡崎市経済振興部農務課総務係

電話 (23-6195)

## 農地を転用するときは 農地法の許可が必要です!!!

○農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。

※農地以外の例・住宅・工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道路、水路、山林、残土処分、農地造成など

### 農地転用許可制度の概要

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
4条	農地の所有者が農地を転用する場合	転用を行う者(農地所有者)	岡崎市農業委員会
5条	農地、採草放牧地を転用するため 売買、貸借等を行う場合	売主等(農地所有者)と 買主等(転用を行う者)	

※農地を転用し住宅や工場等を建設する場合は農地法以外にも農業振興地域の整備に関する法律(農振法)や都市計画法などの他法令によって、建設等が規制される場合があります。他法令による許認可等が得られる見通しが無い場合は、農地転用の許可がされません。

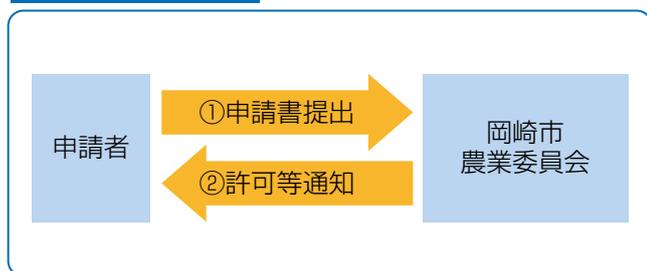
### 農地転用許可等の手続きの流れ

#### 市街化区域内



※毎週水曜日締切で、約1週間後に受理通知

#### 市街化区域外



※毎月10日までに申請し、約40日で許可等通知  
※担当農業委員が調査をし、岡崎市農業委員会総会にて審議します。

### 相談と違反転用の情報提供は お近くの農業委員会の委員に

○農地転用の許可申請等の受付は、農業委員会で行っています。農地転用に関する手続き等の疑問は、まず農業委員会事務局またはお近くの農業委員会の委員に相談して下さい。

※農地に関する相談、農地転用に関する手続き等の疑問・相談

※違反転用に関する情報提供・相談など

### 原状回復等の命令・

#### 罰則の適用があります。

○許可なく転用した場合、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。

○罰則の適用もされる場合があります。  
※3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

### ●問い合わせ先

岡崎市農業委員会事務局総務係

電話(23-6196)

### 編集後記

夏の暑さも過ぎ去り、秋が一段と深まってまいりました。みなさん秋の夜長を楽しんでいらつしやるでしょうか。先日、家族で今年初めての鍋を囲みました。美味しい食事に誘われて、家族の会話も増え、楽しいひとときを過ごしました。今更ながらあらためて食のありがたみを感じる事ができました。子供たちにもこのすばらしさを少しでも伝えていけたらと思っています。そして今日も生産者の方々に感謝をこめて「いただきます」と言いたいと思います。



全国農業新聞を読んでもみませんか  
全国農業新聞は、経営と暮らしに役立つ新鮮な情報満載の農業専門紙です。  
\*発行日 毎週金曜日  
\*購読料 月700円(送料、税込)  
\*申込み お近くの農業委員会の委員または農業委員会事務局まで